

令和 2 年 5 月

第 2 回徳島市議会臨時会議案

(条 例 議 案)

目 次

	ページ
議案第 4 1 号 常勤の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例 の一部を改正する条例を定めるについて ……………	1
議案第 4 2 号 徳島市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を 定めるについて ……………	2
議案第 4 3 号 徳島市都市計画税条例の一部を改正する条例を定 めるについて ……………	4
議案第 4 4 号 徳島市国民健康保険条例の一部を改正する条例を 定めるについて ……………	5
議案第 4 5 号 徳島市介護保険条例の一部を改正する条例を定め るについて ……………	8
議案第 4 6 号 徳島市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正 する条例を定めるについて ……………	9

議案第41号

常勤の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて

常勤の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年5月8日提出

徳島市長 内藤 佐和子

常勤の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
常勤の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和28年徳島市条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「平成31年4月1日から令和2年3月31日」を「令和2年6月1日から令和3年3月31日」に、「市長及び副市長」を「市長」に、「市長にあつては100分の15を、副市長にあつては100分の7をそれぞれ」を「100分の50を」に改める。

附 則

この条例は、令和2年6月1日から施行する。

徳島市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を定めるについて
徳島市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年5月8日提出

徳島市長 内藤 佐和子

徳島市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

第1条 徳島市市税賦課徴収条例（昭和25年徳島市条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則第8条第1項中「第15条の3の2までの」を「第15条の3の2まで、第61条又は第62条の」に、「第15条の3の2まで」を「第15条の3の2まで、第61条若しくは第62条」に改め、同条に次の1項を加える。

28 法附則第62条に規定する条例で定める割合は、0とする。

附則第14条の4中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則に次の1条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続）

第19条 第7条第8項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。

第2条 徳島市市税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

附則第8条第1項中「第61条」を「第63条」に、「第62条」を「第64条」に改め、同条第28項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

附則に次の2条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第20条 所得割の納税義務者が、前年中に新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第 号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第30条の2の2の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第21条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第6条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。

徳島市都市計画税条例の一部を改正する条例を定めるについて
徳島市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年5月8日提出

徳島市長 内藤 佐和子

徳島市都市計画税条例の一部を改正する条例

第1条 徳島市都市計画税条例（昭和31年徳島市条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則第15項中「又は第15条の3」を「，第15条の3又は第61条第1項」に改め，「第15条の3まで」の右に「若しくは第61条第1項」を加える。

第2条 徳島市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

附則第15項中「第61条第1項」を「第63条第1項」に改める。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。ただし，第2条の規定は，令和3年1月1日から施行する。

徳島市国民健康保険条例の一部を改正する条例を定めるについて
徳島市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年5月8日提出

徳島市長 内藤 佐和子

徳島市国民健康保険条例の一部を改正する条例

徳島市国民健康保険条例（昭和38年徳島市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「納期限までに」を削り、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の申請は、当該減免を受けようとする保険料の納期限までにしなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

附則に次の3条を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

第7条 給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日（以下「基準日」という。）（基準日が令和2年1月1日前の日である場合には、令和2年1月1日）以降の労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日に

ついて、傷病手当金を支給する。ただし、基準日が規則で定める日までの日である場合に限る。

2 傷病手当金の額は、1日につき、基準日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。）を超えるときは、その金額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）

第8条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において、給与等の全部又は一部の支払を受けることができる者に対しては、この支払を受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その支払を受けることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

第9条 前条に規定する者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われた場合において、その支払を受けることができるはずであつた給与等の全部又は一部につき、その全額の支払を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部の支払を受けることができなかつた場合においてその支払を受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部の支払を受けたときは、その額を支給額から控除する。

2 前項の規定により本市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

徳島市介護保険条例の一部を改正する条例を定めるについて
徳島市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年5月8日提出

徳島市長 内藤 佐和子

徳島市介護保険条例の一部を改正する条例

徳島市介護保険条例（平成12年徳島市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限までに、特別徴収（法第131条に規定する特別徴収をいう。）の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前々月の15日までに」を削り、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の申請書の提出は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限までに、特別徴収（法第131条に規定する特別徴収をいう。）の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前々月の15日までにしなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

徳島市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を定める
について

徳島市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年5月8日提出

徳島市長 内藤 佐和子

徳島市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

徳島市後期高齢者医療に関する条例（平成19年徳島市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 前項に規定する事務に加え、本市は、徳島県後期高齢者医療広域連合が広域連合条例に基づき後期高齢者医療給付として行う傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付及びそれに付随する事務を行うものとする。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。